

# 平成30年度 地域子ども・子育て支援にかかる施策の展開 関連主要事業評価

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

## 基本目標1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### ○母子の健康づくり支援

子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制を整備するとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や各種事業の充実を図ります。

| 事業名  | 担当課   | 事業内容   | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性                | 評価           |
|--|-------|--|---|------|-----------------------|--------------|
| 不妊治療給付事業   | 健康児童課 | 子を希望しながらも恵まれないため、不妊治療等を受けている夫婦等に対して、その治療に要する費用の一部を助成する。(一般不妊治療、男性不妊治療、不育治療)  | ○給付状況(給付内容別の給付件数、給付額)<br>・一般不妊治療 7人、176千円<br>・男性不妊治療 0人、0千円<br>・不育治療 0人、0千円<br><br>○必要とする方に適切に情報提供できるよう、国・府制度の最新情報等をHPや「子育て支援のしおり」等で周知を図った。 | B    | 周知を図りながら、今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |
| ≪妊婦健診事業≫<br><br>ハッピーマタニティ支援事業<br><br>地域子ども・子育て支援事業 | 健康児童課 | 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な費用を助成し、安心して妊娠・出産ができる環境を確保する。<br><br>検査内容:基本健診(問診、診察等)、血液検査、免疫検査、子宮頸がん検査、B群溶血性レンサ球菌検査、HIV抗体価検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査 | 地域子ども・子育て支援偉業の13事業として<br>進捗状況の点検・評価済み   |      |                       |              |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名         | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性       | 評価           |
|-------------|-------|---|---|------|--------------|--------------|
| 母子保健事業      | 健康児童課 | <p>妊産婦と新生児、乳幼児とその保護者、健診後の要フォロー児とその保護者等を対象に、健康の保持増進と妊娠・出産・育児への不安解消を図るため、保健指導や健康診査等を実施する。</p> <p>①母子健康手帳の交付・保健師の面接<br/>         ②ハイリスク妊婦への訪問相談<br/>         ③新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)<br/>         ④養育訪問<br/>         ⑤乳児健康診査 年6回<br/>         ⑥乳児後期健康相談 年4回<br/>         ⑦幼児健康診査 年4回<br/>         ⑧2歳児歯科健診 年3回<br/>         ⑨3歳児健康診査 年4回<br/>         ⑩乳幼児健康相談 月1回＋随時<br/>         ⑪発達相談 月2回<br/>         ⑫歯科検診(幼児健康診査、三歳児健康診査で同時実施)<br/>         ⑬離乳食教室 年6回</p> | <p>○母子健康手帳の交付時より保健師が妊婦と面談し、出産までの間に課題のある妊婦に対しては訪問等を実施し、継続的なフォローを実施している。</p> <p>○出産後の養育環境や母親の精神状態など、新生児訪問や各種健診等を通じて把握し、保健師や助産師の訪問により専門的・継続的な支援を行っている。</p> <p>○各種健診において児童を丁寧に観察し、発達の課題の早期発見に努めている。</p> <p>○妊娠から子育て期までの途切れない支援のため、人材の育成・支援体制の強化が課題となっている。</p> | A    | 今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |
| 各種予防接種等対策事業 | 健康児童課 | <p>様々な感染症等を予防するため各年代に応じ、必要とされる予防接種等を実施</p> <p>BCG/4種混合/不活化ポリオ/二種混合/麻疹・風疹混合/日本脳炎/水痘/ヒブ/小児肺炎球菌/子宮頸がんワクチン/三種混合/B型肝炎</p>  | <p>○BCGは年6回集団接種を実施。未接種者には、接種勧奨の連絡をした。</p> <p>○新生児訪問時や年度当初、毎月の月末に郵送にて必要な予防接種の予診票を対象者に手渡し・送付し、接種勧奨を行った。</p> <p>○乳幼児健診時に対象者の母子手帳を確認し、予防接種の接種確認や接種スケジュールの助言を随時行った。</p>  | A    | 今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

### ○適切な育児情報の提供・相談体制の充実

「母子の健康づくり支援」と連動して、情報提供・相談体制の充実を図ります。

| 事業名  | 担当課                       | 事業内容   | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性  | 評価           |  |
|--|---------------------------|--|--|------|---|--------------|--|
| 授乳育児相談事業   | 健康児童課                     | <p>出産直後から始まる授乳は昼夜問わず一日に何度も必要であり、様々なトラブルが起こりやすいことから、授乳育児について悩みを抱えたり負担に感じる母が多い。そこで、マニティプルーの防止や乳幼児と保護者の健康増進を目的として、助産師による授乳育児相談を実施する。</p> <p>個別：月に1度(予約制)<br/>           集団：乳児健診にて実施(計6回)</p>  | <p>個別：32件 集団：59件</p> <p>○授乳に関する悩みだけでなく、児の体重増加について等の相談、母の生活習慣についての相談等幅広い相談に助産師が応じるとともに、正しい知識に基づいた啓発を行った。</p> <p>○相談者から、授乳のトラブルが解消した、育児の不安が解消した等の感想が聞かれ、好評を得ている。</p> | B    | 今後も継続して実施する。  | 今後も継続して実施する。 |  |
| <p>《利用者支援事業》</p> <p>子育てサービス利用支援事業</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> | <p>地域子育て支援センター(健康児童課)</p> | <p>子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた利用者支援事業として実施するもので、専任職員を配置して、子ども・子育てに係る幅広い情報収集や提供を行い、教育・保育施設等の利用にあたっての助言、利用支援を行う。また、地域子育て支援センター事業と連携し、関係機関との連絡・調整や地域の子育て資源の育成など、一体的に運営し、子育て家庭支援の機能強化を図る。</p> <p>○妊娠・出産・育児など子育てに関わる各時期での各種子育てサービスの情報を掲載した「子育て情報誌」を内容更新し、今年度も発行</p> | <p>地域子ども・子育て支援偉業の13事業として<br/>進捗状況の点検・評価済み</p>  |      |   |              |  |
| 家庭支援カウンセリング事業  | <p>地域子育て支援センター(健康児童課)</p> | <p>&lt;地域子ども・子育て支援事業&gt;(地域子育て支援センター事業)<br/>           専門家による育児不安の相談や指導を実施。</p>  | <p>・隔月に1度、臨床心理士による子育て相談を実施。<br/>           ・相談内容は、子育ての悩み・発達・家族関係等子育て全般にわたり幅広く対応する。<br/>           ・30年度 相談件数 7件</p>  | B    | <p>継続実施。<br/>           「相談」においては、時間をかけて聞く必要があるため、多くの件数を受け付けることはできない。しかし必要とする人がいること、相談窓口があることから、引き続き実施する。</p> | 今後も継続して実施する。 |  |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

### ○食育や思春期保健対策の推進

子どもの発育にとって大きな影響を及ぼす「食」の大切さを周知し、子どもから大人への転換期である思春期の子どもたちの心と身体の健康を維持するために、地域社会とのつながりや、食を通じた教育を充実させ、心身ともに生涯にわたって健やかな生活を送っていくための基盤づくりに努めます。

| 事業名                 | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性       | 評価                         |
|---------------------|-------|---|---|------|--------------|----------------------------|
| みんなで食べよう！ふれあい給食開催事業 | 学校教育課 | <p>学校給食に対する理解を深め、学校、家庭、地域が連携して子どもの食育を推進するため、特産品であるお茶を使った献立「茶ッピーランチ」の参観日給食での提供や試食会開催をはじめ、調理員と児童と一緒に給食を食べるなど、多くの方が学校給食にふれあえる機会を設け、学校給食のレシピ集を作成する。</p> <p>○参観日「茶ッピーランチ」の提供<br/>まちの Mascot「茶ッピー」にちなんだ、特産品であるお茶を使用した「茶ッピーランチ」を参観日の給食に提供。祖父母参観や1年生保護者給食試食会に提供。</p> <p>○「茶ッピーランチ」試食会の開催<br/>「茶ッピーランチ」試食会を栄養教諭による食育指導も併せて共同調理場で開催。<br/>開催月：5月、11月（各月10名）</p> <p>○職員と児童のふれあい給食の実施<br/>調理員が学校へ出向き、児童と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」を実施。</p> <p>○学校給食レシピ集の作成<br/>「茶ッピーランチ」を中心に、学校給食のレシピ集を作成し、試食会で配布したり、ホームページ上にアップする。</p> | <p>○お茶を使ったメニューで「給食は美味しい」と保護者や祖父母に好評を得ており、調理職員と児童の「ふれあい給食」も互いの顔が見える事業であり良い効果がある。</p> <p>○住民向けに「茶ッピーランチ試食会」を実施し、学齢期の児童がいない家庭にも学校給食に対し親しみをもってもらっている。（5月：17名、11月：11名）</p> | A    | 今後も継続して実施する。 | 様々な工夫が随所にみられる。今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名                   | 担当課   | 事業内容   | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性       | 評価                                 |
|-----------------------|-------|--|---|------|--------------|------------------------------------|
| 「うじたわらの日」<br>学校給食推進事業 | 学校教育課 | <p>宇治田原産の特産物を学校給食に使用することにより、子どもたちや保護者、地域住民の地産地消に対する理解促進を図り、地元農産物の信頼向上と需要拡大を図る。</p> <p>○本町における行事や記念となるべき日を「うじたわらの日」と位置づけ、宇治田原産または、町内業者から仕入れた京都府産の食材を使用した学校給食の提供を行う。</p> <p>○宇治田原を代表する「永谷宗円の命日」や「田原祭」、「町制施行の日」など一年を通して宇治田原に深く関わる行事や記念日に、宇治田原産を中心とした献立を提供し、「ふるさと 宇治田原」を子どもたちに味わってもらおうとともに、地元の生産者等を招き、子どもたちと一緒に給食を通じた交流を図る。</p> <p>〈対象者〉<br/>町内2小学校、1中学校<br/>町内私立幼稚園</p> | <p>○平成27年度から「うじたわらの日」を年3回設定し、宇治田原ならではの献立を提供し、好評を得ている。</p> | A    | 今後も継続して実施する。 | 町の特性を生かした取り組みであり評価できる。今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

### ○子育て世帯の経済的負担の軽減

教育費など子育て世帯の子育てに係る経済的負担は増大し、子育て中の保護者にとって精神的・身体的負担にもつながります。安心して子どもを産み育てられるよう、教育・保育・医療を通して各家庭への経済的支援を図ります。

| 事業名                            | 担当課        | 事業内容   | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性 | 評価                         |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
|--------------------------------|------------|--|--|------|--------|----------------------------|-----|--------------------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------|---------------------|------------|---------------------|------------|---------------------|------|---------------------|-----------|---------------------|------------|--------------------------|----|--|--------------|----|------|-------|------|----------|--------|---|--|--------------|
| 子育て支援医療費支給事業                   | 介護医療課      | <p>中学校修了までの子どもの保護者に対する医療費の助成。外来・入院とも、医療保険各法の規定により医療を受けた場合の医療機関に支払う額から、一部負担 200 円/月(1 医療機関)を控除した額を助成。</p> <p>●(府制度:補助率1/2)<br/>         ・出生～満3歳になる月の末日<br/>         入院・外来:一部負担 200 円/月(1 医療機関)</p> <p>・満3歳になる月の翌月～中学校修了<br/>         入院:一部負担 200 円/月(1 医療機関)<br/>         外来:一部負担 3,000 円/月(1 医療機関)</p> <p>●(町制度)<br/>         ・満3歳になる月の翌月～中学校修了<br/>         外来:一部負担 200 円/月(1 医療機関)</p> | <p>○府制度に上乗せして町制度として満3歳以上の子どもの医療費を助成。<br/>         ○出生・転入等新規資格取得者は、戸籍住民係と連携し、漏れなく事業対象とし、保護者の経済負担を軽減し、一定の成果を得ている。<br/>         ○事業実施により受診機会が増加することで住民の健康不安解消が叶う反面、町の財政負担の増加が課題。</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>24,989,000</td> <td>23,380,000</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>24,301,817</td> <td>23,379,210</td> </tr> <tr> <td>府制度分</td> <td>11,412,098</td> <td>11,797,328</td> </tr> <tr> <td>町制度分</td> <td>12,889,719</td> <td>11,581,882</td> </tr> <tr> <td>府補助金</td> <td>5,429,000</td> <td>6,212,000</td> </tr> <tr> <td>町負担金</td> <td>18,872,817</td> <td>17,167,210</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各項目とも扶助費(医療費に係る分)のみ計上</p>   |      | 平成29年度 | 平成30年度                     | 予算額 | 24,989,000                     | 23,380,000 | 決算額               | 24,301,817 | 23,379,210        | 府制度分 | 11,412,098          | 11,797,328 | 町制度分                | 12,889,719 | 11,581,882          | 府補助金 | 5,429,000           | 6,212,000 | 町負担金                | 18,872,817 | 17,167,210               | B  | <p>・今後も継続して実施する。</p> <p>・令和元年9月から京都府制度拡充に伴い、外来の上限一部負担額が「3,000円」から「1,500円」に引き下げられる。</p> | 今後も継続して実施する。 |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
|                                | 平成29年度     | 平成30年度   |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 予算額                            | 24,989,000 | 23,380,000   |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 決算額                            | 24,301,817 | 23,379,210   |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 府制度分                           | 11,412,098 | 11,797,328   |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 町制度分                           | 12,889,719 | 11,581,882   |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 府補助金                           | 5,429,000  | 6,212,000  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 町負担金                           | 18,872,817 | 17,167,210   |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子家庭応援保育料軽減事業                  | 健康児童課      | <p>平成26年度から実施している第3子以降無料制度に加え、国では第2子においても所得制限額以内の所得であれば無料とする補助制度を開始。また、ひとり親世帯等においても一定の所得制限額以内の世帯を対象に保育料の軽減を拡充。</p>   | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多子軽減 同時に5人以上利用世帯の第1子軽減(半額)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>多子軽減 第1子が小学生の場合の第2子軽減(1/2) 国制度</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>多子軽減 第2子保育料全額 国制度</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>多子軽減 第2子保育料半額 国制度</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>多子軽減 第3子以降保育料無料 国制度</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>多子軽減 第3子以降保育料無料 府制度</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>多子軽減 第3子以降保育料無料 町制度</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親世帯 第1子保育料無料 国制度</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親世帯 第2子保育料無料 国制度</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>在宅障がい児(者)世帯 第1子保育料無料 国制度</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>在宅障がい児(者)世帯 第2子保育料無料 国制度</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>128人</td> </tr> <tr> <td>入所児童数</td> <td>206人</td> </tr> <tr> <td>軽減対象者の割合</td> <td>62.14%</td> </tr> </tbody> </table> | 種別   | 児童数    | 多子軽減 同時に5人以上利用世帯の第1子軽減(半額) | 2人  | 多子軽減 第1子が小学生の場合の第2子軽減(1/2) 国制度 | 41人        | 多子軽減 第2子保育料全額 国制度 | 5人         | 多子軽減 第2子保育料半額 国制度 | 33人  | 多子軽減 第3子以降保育料無料 国制度 | 17人        | 多子軽減 第3子以降保育料無料 府制度 | 14人        | 多子軽減 第3子以降保育料無料 町制度 | 10人  | ひとり親世帯 第1子保育料無料 国制度 | 3人        | ひとり親世帯 第2子保育料無料 国制度 | 2人         | 在宅障がい児(者)世帯 第1子保育料無料 国制度 | 1人 | 在宅障がい児(者)世帯 第2子保育料無料 国制度   | 0人           | 合計 | 128人 | 入所児童数 | 206人 | 軽減対象者の割合 | 62.14% | A | <p>令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施も予定されており、現制度も含めて、更なる経済的負担軽減に向けた取組を進める。</p> | 今後も継続して実施する。 |
| 種別                             | 児童数        |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 同時に5人以上利用世帯の第1子軽減(半額)     | 2人         |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 第1子が小学生の場合の第2子軽減(1/2) 国制度 | 41人        |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 第2子保育料全額 国制度              | 5人         |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 第2子保育料半額 国制度              | 33人        |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 第3子以降保育料無料 国制度            | 17人        |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 第3子以降保育料無料 府制度            | 14人        |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 多子軽減 第3子以降保育料無料 町制度            | 10人        |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| ひとり親世帯 第1子保育料無料 国制度            | 3人         |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| ひとり親世帯 第2子保育料無料 国制度            | 2人         |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 在宅障がい児(者)世帯 第1子保育料無料 国制度       | 1人         |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 在宅障がい児(者)世帯 第2子保育料無料 国制度       | 0人         |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 合計                             | 128人       |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 入所児童数                          | 206人       |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |
| 軽減対象者の割合                       | 62.14%     |  |  |      |        |                            |     |                                |            |                   |            |                   |      |                     |            |                     |            |                     |      |                     |           |                     |            |                          |    |  |              |    |      |       |      |          |        |   |  |              |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名        | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性   | 評価           |
|------------|-------|---|--|------|--|--------------|
| 育児用品購入助成事業 | 健康児童課 | 乳児の子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的として、町内に住所を有する満1歳未満の乳児を養育している者を対象に、育児に必要な用品の購入に要する費用の一部を助成する。<br>・町内で購入した育児用品の購入費用に対し、乳児1人につき上限20,000円を助成する。<br>・児童が満1歳に達する日までに購入した育児用品の購入費用を対象とする。   | ◎H30年度助成対象児童数: 54名<br>⇒内、助成申請者数: 54名<br>(助成率: 100%)<br>◎H30年度助成額: 1,079千円<br>窓口での丁寧な案内や申請期限前の電話による個別案内により、対象者全員が申請され、助成金の支給を受けられている。しかしながら、次の課題がある。<br>①町内での購入分しか助成対象とならないことに不都合さを感じられている。<br>②-1申請に必要な領収書(レシート)保管に不便さを感じられている。<br>②-2申請期限を忘れられている場合がある。   | A    | ①平成31年度より町内の商店等以外での購入分も、1万円まで助成対象とする。<br>②31年度より領収書(レシート)袋(※申請期限明記)を作成し、申請書類と併せて配布する。            | 今後も継続して実施する。 |
| 高校生通学費補助金  | 学校教育課 | 高校等に通学する生徒の保護者(中学校卒業後3年間)を対象に、保護者の経済的負担軽減を図り生徒の就学支援を推進するため、高校等(専修学校及び各種学校)の通学に係る費用の一部の補助を行う。<br>○通学定期券購入の場合<br>・町民税所得割額の世帯合計が211,200円以下の保護者において、学期定期購入額を該当月数で割り戻して算出した月額を補助<br>・町民税所得割額の世帯合計額が211,200円を超える保護者世帯においては、上記で算出した月額に2/3を乗じた額を補助<br>○上記以外の場合<br>学期定期購入額を該当月数で割り戻して算出した月額に1/3を乗じた額を補助<br><br><b>【拡充】</b><br>平成29年度より、初乗り運賃分の控除をなくした他、学期ごとの申請受付を可としたことで、利用者の負担軽減を図っている。 | <b>【補助件数】</b><br>平成30年度分<br>249名 28,274,400円<br>平成28～29年度分<br>25名 1,582,000円<br><b>【補助率ごとの割合】</b><br>※H30年度のみ( )はH29年度<br>①全額補助<br>(定期有・税額211,200円以下)<br>50.0%(45.6%)<br>②2/3補助<br>(定期有・税額211,200円超)<br>28.3%(23.2%)<br>③1/3補助<br>(定期無)<br>21.7%(31.2%)<br><br>定期券を購入していない場合、8月は日割りで、また卒業年次の3月は対象外とすることで、過剰な補助とならないよう配慮している。 | B    | 初乗り運賃分の控除を廃止し全額補助となることで、従来は定期券未購入であった者の割合が減り全額補助該当者が増えることが想定されていたが、平成30年度はその傾向が顕著であり、財源確保が課題である。 | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名       | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性  | 評価                                      |
|-----------|-------|---|---|------|---|---|
| 就学援助・奨励事業 | 学校教育課 | <p>教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とし、経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に対して、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助する。</p> <p>【補助内容】<br/>           学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費 ※平成29年度より、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が新たに追加された。</p>   | <p>平成29年度よりクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても補助対象とし、また、平成30年度新入学生分から、新入学児童・生徒学用品費について、従来の入学後支給から、入学前に支給できるよう規則を改正し、保護者負担の軽減を図っている。</p>  | B    | <p>補助内容は他市町村と比較しても見劣りしないことから、現状を保ちつつ他市町村の動向を見極める。</p> | 今後も継続して実施する。                            |
| 幼稚園教育振興事業 | 学校教育課 | <p>幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対して入園料及び保育料の軽減を図る。また、園児の健康を増進し、幼稚園教育の振興を図るため、町内に設置された私立幼稚園の園長又は設置者が当該幼稚園に在籍する園児を対象に健康診断を実施する場合に補助を行う。</p> <p>○宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助事業<br/>           私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、私立幼稚園を通じて、入園料及び保育料の一部について補助を行う。</p> <p>○第3子以降の保育料無償化補助事業<br/>           平成27年度から第3子以降の幼稚園の保育料を無料とする。ただし、19歳未満の児童が3人以上いる世帯で、保護者の町民税所得割額の合計が、211,200円以下の世帯において無償化するもの。</p> <p>○宇治田原町私立幼稚園就園奨励費補助事業<br/>           町内の私立幼稚園(現状:うぐいす幼稚園)に通園する幼児について、月額5,000円を補助とする。</p> <p>○宇治田原町内私立幼稚園健康診断補助事業<br/>           内科基本料219,000円及び人数割1,000円を補助、歯科基本料109,500円及び人数割1,000円を補助。</p> | <p>【補助件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園就園奨励費 9,276,100円(65件)</li> <li>・町独自補助分 938,000円(16件)</li> <li>・町内私立幼稚園健康診断補助金 472,000円(1件)</li> <li>・京都府第3子以降保育料無償化事業 938,000円(5件)</li> </ul> <p>うぐいす幼稚園入園児に対する補助を手厚くしているが、園児数に結びついていない。<br/>           ・利用者支援事業等で、制度周知の強化を図る。</p> | A    | <p>2019年10月からの幼児教育・保育の無償化実施も踏まえ、必要な施策を推進していく。</p>     | <p>幼児教育・保育の無償化実施に伴う、必要な対応を継続して実施する。</p> |



自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

### ○地域における子育て支援サービスの充実

少子化・核家族化が進む中、夫婦ともに子育ての喜びや楽しみを共有させながら家庭を築いていく意識づくりを醸成するために、子育てを行う上での社会教育を充実させ、子育てのサポート体制の整備に努めます。

| 事業名   | 担当課                | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性 | 評価           |
|---|--------------------|---|---|------|--------|--------------|
| ≪地域子育て支援拠点事業≫<br>地域子育て支援事業<br>地域子ども・子育て支援事業 | 地域子育て支援センター(健康児童課) | <地域子ども・子育て支援事業><br>妊婦、就学前の乳幼児及び保護者等を対象に、地域子育て支援センターにおいて、親子の広場等各種事業の開催や子育てサークルへの支援を行う。   | 地域子ども・子育て支援偉業の13事業として<br>進捗状況の点検・評価済み   |      |        |              |
| ファミリー・サポート・センター事業<br>地域子ども・子育て支援事業          | 地域子育て支援センター(健康児童課) | <地域子ども・子育て支援事業><br>(地域子育て支援センター事業)<br>育児を手伝いたい方と、手助けしてほしい方の相互支援を行い、子育てのサポートを行う。   | 地域子ども・子育て支援偉業の13事業として<br>進捗状況の点検・評価済み   |      |        |              |
| 出産・子育てイベントスタンプラリー                           | 地域子育て支援センター(健康児童課) | 町が主催する出産、子育てイベントの参加率向上を目的とし、参加者にスタンプカードを配布し、スタンプ数に応じて子育てグッズをプレゼントする。<br>・地域子育て支援センター事業のあそびの広場や図書館事業のおはなし会、保健センター事業の食育広場など町が主催する子ども、子育てイベントへの参加者に対しスタンプを押印する。<br>・スタンプカードは宇治田原町在住の乳幼児・小学校低学年・妊婦1人につき1枚を配布する。 | 1回参加ごとに1ポイント付与<br>・5ポイント 25人<br>・10 " 26人<br>・15 " 21人<br>・20 " 11人<br>・25 " 5人<br>・30 " 3人<br>・35 " 2人<br>・40 " 1人<br>・45 " 1人<br>・50 " 1人<br>計 96人(延べ)<br>・センターに足を運んでもらうきっかけにする。来所してもらう事により①親子の孤立防止<br>②職員の「子育て世帯の状況把握」に役立てる。 | B    | 継続実施。  | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名              | 担当課            | 事業内容   | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性                                       | 評価           |
|------------------|----------------|--|--|------|--|--------------|
| 保育充実事業           | 保育所<br>(健康児童課) | <p>○保育所運営事業<br/>           保育所の円滑な運営と保育内容の充実を図る。<br/>           ・平成30年度保育日数 292日(平日244日、土曜日48日)<br/>           ・開所時間 7:00～19:00(平日・土曜日、時間外保育・延長保育含む)</p> <p>○一時保育事業<br/>           保護者等の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応するため一時保育を実施。<br/>           (平日)8:00～17:30の内 8時間まで<br/>           (土曜日)8:00～11:45</p> | <p>○保育所運営事業(H31.3現在)</p> <p>0歳児 14名<br/>           1歳児 25名<br/>           2歳児 32名<br/>           3歳児 46名<br/>           4歳児 55名<br/>           5歳児 35名<br/>           計 207名</p> <p>○一時保育事業</p> <p>利用者数 49名<br/>           延利用児童数 256名<br/>           延利用回数 1,097回</p> | B    | 年度当初の受入れ児童数を勘案してクラス編成を工夫しながら、安全な保育を継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |
| 豊かな人間性を育む保育所学び事業 | 保育所<br>(健康児童課) | <p>保育所児及びその保護者を対象に思いやりの心を育む場を定期的に提供。講演会、親子遊び、人形劇、わらべ歌遊び、町内産椎茸食育講座等、年間14回実施。</p>  | <p>○講演会には事前に保護者に参加を呼び掛け、保護者が参加しやすいように保育参観と組み合わせ実施することにより年々参加率は上昇。(参加率平均 H30:79% H29:73% H28:52%)</p> <p>○自分が大切にされていると感じることが他者への思いやり心に繋がるため、子どもの自己肯定感を育てることは重要である。どのように子どもと関わるか保護者と共に考える良いきっかけとなった。</p>   | B    | 豊かな人間性を育むには日々の積み重ねが重要であり、今後も継続して実施する。        | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名                             | 担当課            | 事業内容  | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性 | 評価 |
|---------------------------------|----------------|---|--|------|--------|----|
| 病児・病後児保育事業<br><br>地域子ども・子育て支援事業 | 健康児童課<br>/ 保育所 | <p>○「病児・病後児型」平成28年6月より利用開始。<br/>           当面の急変は認められないが、病気の回復期である児童で、集団生活が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童の保育に対応するため、医療機関内に設備・体制の整えられた施設での病児・病後児保育を近隣市町との広域連携により実施することで、児童の健全な育成環境の整備を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇治徳洲会病院の病児等保育室「ひまわりルーム」を利用。</li> <li>・一日あたり利用料は2,000円(所得税非課税世帯は1,000円。生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は利用料免除:償還払いによる)</li> <li>・別途昼食・おやつ代として300円が必要</li> <li>・利用時間: 月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00</li> <li>・日曜・休祝日・年末年始は休み</li> </ul> <p>○「体調不良児型」平成28年10月事業開始。<br/>           保育所に通所する児童で、保育中に熱を出すなど「体調不良」となった児童に対し、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が緊急的な対応を図り、安心かつ安全な保育体制を確保する。また保育所に通所する児童に対し、保育士と連携して児童の日々の健康状態を把握し、必要に応じて保健的な対応等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育室の整備 保育所内に専用の「病児保育室」を整備し、専任看護師を配置。</li> </ul> | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">             地域子ども・子育て支援事業の13事業として<br/>             進捗状況の点検・評価済み           </div> |      |        |    |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

## 基本目標2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

### ○要保護児童などへの支援

児童虐待などにより、特に保護・支援を必要とする状況にある児童に対し、早期発見、迅速な対応、支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、一人ひとりに応じた適切な支援・指導を進めます。

### ○ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭において、保育や日常生活に支障が生じないように、保育・教育・就業の面において、支援体制を整えます。

### ○障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもに対しては、一人ひとりに応じた適切かつ切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。

| 事業名      | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性  | 評価           |
|----------|-------|---|--|------|---|--------------|
| 療育教室運営事業 | 健康児童課 | 集団生活に適応困難な発達障がい児を早期に発見するとともに、発達課題に応じた適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止する事業。1歳から5歳までの発達支援を必要とする乳幼児及びその保護者を対象に、自由遊び、親子遊び、課題設定(運動・感覚・感触・製作など)、親ミーティングなどの母子集団指導を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度からソーシャルスキル・トレーニング(SST)の専門スタッフも加わり、月に1回程度SSTを実施したことにより、子どものソーシャルスキルに向上が見られた。</li> <li>他の市町村に視察に行ったことで、そこでの取り組みの良かったものを本町でも取り入れて実施することができた。</li> <li>町内の自然に触れ、発達を育むという取り組みを始め、その一環として遠足にも挑戦し、親子からの好評を得た。</li> <li>親ミーティングやペアレント・トレーニングを実施し、保護者の精神的健康や親子関係の改善、保護者同士のつながり作りなどができた。</li> <li>親子教室を年2回実施し、これまでよりも多くの対象者に支援サービスを提供することができた。</li> </ul> | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>同じスタッフで療育、親子教室、SSTを実施することにより、支援を受けることができる対象者を増やす。</li> <li>クラスを分けたことにより、年中・年長を対象としたクラスではTEACCHなども取り入れ、より年齢にあった課題に取り組む。</li> <li>今後も地域の特性を生かした療育を目指し、町内の自然に触れる機会を数回作りたい。</li> </ul> | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名        | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性                      | 評価           |
|------------|-------|---|---|------|-----------------------------|--------------|
| 特別支援教育充実事業 | 学校教育課 | <p>小中学校の通常学級等に在籍する発達障がい(LD=学習障がい、ADHD=注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等)のある児童・生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を行うため、特別支援補助教員を配置し、特別支援教育の充実を図る。</p> <p>○「特別支援補助教員」の配置<br/>発達障がいのある児童生徒に対して学校全体が組織的、体系的に取り組む体制の充実を図るため、宇小、維中に特別支援補助教員を各1名を配置する。(田小には、特別支援のための非常勤講師を配置)</p> <p>○配置効果<br/>特別支援教育コーディネーター活動(教育相談や関係機関との連携等)の充実。児童生徒一人一人の指導計画・特別支援計画の作成。状況に応じたきめ細やかな指導の推進・実施。</p> | <p>○平成29年度までは、小学校において特に配慮が必要な子どもに対して、各校1人ずつ町単費で補助教員を配置していたが、平成30年度は田原小で府費負担職員を配置できたことから、町単費職員を中学校にも配置することができた。</p> <p>○補助教員が付きっきりで指導しなければならないケースもあり、必要不可欠な事業となっている。</p> | A    | 必要不可欠な事業であり、今後も継続して実施する。    | 今後も継続して実施する。 |
| 通級指導教室運営事業 | 学校教育課 | <p>小学校の通常学級等に在籍する言語障がいや発達障がいの特性のある児童に対して、学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、本人の特性に応じた指導及び支援を行う通級指導教室を平成28年9月に開設。</p> <p>○田原小学校に設置。<br/>○通級児童は30年度2月現在、21名(田原小学校11名、宇治田原小学校10名)<br/>○田原小学校に担当教諭を1名配置</p>  | <p>○両校の入学説明会で保護者の理解を深めるための教室内容の説明会を実施した。</p> <p>○保護者や学級担任との懇談を充実させ共通理解を図る中で児童への指導に取り組むことができた。</p> <p>○児童が前向きに学習に取り組めるための工夫や教材の開発を今後も継続する必要がある。</p>                      | A    | 児童の好ましい成長発達のため、今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

### 基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

#### ○生きる力を育む教育環境の充実

次世代を担う子どもたちが地域において様々な経験を通して心豊かに成長し、社会の変化の中で主体的に行き抜くために、知識・技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・表現力・問題解決力までも含めた確かな学力を身につけることができるよう、地域の教育環境を整備します。

| 事業名    | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性  | 評価                  |
|--------|-------|---|---|------|---|---------------------|
| 学力充実事業 | 学校教育課 | <p>各種学力診断テストの実施結果を分析し、現状の課題を見出し指導計画の改善に努めるとともに、テスト結果からわかる児童生徒一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細かい指導を実施し、児童生徒全員の学力の充実・向上を図る。</p> <p>○個に応じた指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に補助教員(各校1名)を配置<br/>小学校(算数を中心に指導補助)<br/>中学校(数学を中心に指導補助)</li> <li>・少人数授業、習熟度別授業の実施</li> <li>・特別支援を必要とする児童への個別指導</li> <li>・放課後・長期休業中の個別指導</li> </ul> <p>○学力診断テストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準学力調査(小学校全学年:国・算)</li> <li>・京都府学力診断テスト 小学校4年生(国・算)、中学校1年生(国・数)、2年生(国・数・英)</li> <li>・校内実力テスト 中学校 3年生(国・数・社・理・英)</li> <li>・全国学力・学習状況調査<br/>小学校 6年生(国・算・理)、中学校 3年生(国・数・理)</li> </ul> <p>○学力診断結果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力テストの結果分析による授業改善</li> <li>・各学校の分析・研究成果を学校間で共有し、町全体の学力向上及び共通課題の解決を図る</li> </ul> <p>○小・中学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育推進研究会活動の充実を図り、小・中での相互の授業実施を図る。</li> </ul> | <p>○学んだことが身につけているか、学力診断テスト等を通じて確認し、個々の指導にも反映させている。</p> <p>○さらに、町独自に各校1人ずつ補助教員を配置し、学校全体の学習状況を把握して柔軟な補助体制をとることにより、学力充実に努めている。</p> | B    | <p>今後も継続して実施する。短期間に効果が表れる事業ではないため、長期にわたる事業実施が必要である。</p> | <p>今後も継続して実施する。</p> |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名               | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性       | 評価           |
|-------------------|-------|---|---|------|--------------|--------------|
| 英語力向上推進事業         | 学校教育課 | <p>生徒の英語への意識向上と英語活用能力の向上のため、英語検定を実施。中学校卒業までに3級合格を目指し、意欲を持って検定試験に臨むことにより、日々の学習意欲を高め、英語学力の向上と全ての教科学習への意欲を高めるきっかけとする。</p> <p>○ALT2名体制を有効に活用した、外国青年との交流により、国際感覚の習得を図る<br/>         ○英語検定1～5級受験（年1回の英語検定受験費用を町が負担する）<br/>         ○維孝館中学校全学年の生徒を対象とする</p>  | <p>○英検受験に向けた対策講座を寺子屋「うじたわら学び塾」の講座に取り入れ学習環境の向上へつながった。参加した生徒からも本番を想定した準備対策として役立つとの好評価を得た。</p>                     | B    | 今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |
| 外国人青年招致事業         | 学校教育課 | <p>国際化・情報化が進む中で、英語指導助手（ALT）を配置することにより、児童生徒が英語や異文化に触れ国際理解・感覚を身につけグローバル社会への適応力を培う。</p> <p>○英語指導助手（ALT）を、平成24年度までの1名から平成25年度以降は中学校に1名、小学校・保育所等に1名、計2名を配置（中学校週5日、小学校週4日、保育所等週1日）。その他生涯学習関連事業への参加。</p>   | <p>○ALT2名という体制により、中学校だけでなく小学校や保育所での英語指導も充実している。</p> <p>○寺子屋学び塾での小学生を対象とした講座、中学校の英検受験希望者の面接対策等、活動の幅も広がっている</p>   | B    | 今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |
| 寺子屋「うじたわら学び塾」運営事業 | 学校教育課 | <p>教育環境の充実や郷土愛の醸成を図り、宇治田原町独自の地域ぐるみ・町ぐるみによる学びの向上を推進するため、町内在住の教職員退職者や有識者及び次代を担う大学生・高校生を積極的に活用することで、継続的に人がつながっていく学びの場を創出する。</p> <p>○夏・冬休みに講座を開設する。<br/>         「英語」「漢字」「夏（冬）のまなび」を主なテーマとして児童・生徒が意欲的、自主的に学び方や考え方を学ぶことができる講座を行う。</p> <p>○運営協議会を年2回開催<br/>         本町独自の学びの場を創出していきにあたり、町内有識者等（4名）による運営協議会を継続して設置し、効果的な事業となるよう第三者的視点からの各種提言を求める。</p> | <p>○夏季・冬季の2開催で16講座を実施し、長期休暇中の児童・生徒が前向きに学習に取り組む場を提供できた。</p> <p>○講座内容の充実、地元の高中生や大学生のスタッフを充実させていく仕組みづくりが必要である。</p> | B    | 今後も継続して実施する。 | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名              | 担当課   | 事業内容  | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性   | 評価  |
|------------------|-------|---|--|------|--|---|
| 小中一貫教育推進事業       | 学校教育課 | <p>小学校、中学校の義務教育9年間の一貫教育の推進</p> <p>○小中一貫教育の推進<br/>小中一貫教育推進協議会において、学園構想や運営体制等の基本的な事項について協議する。</p> <p>○中学校教員による小学校授業の実施に伴う後補充教員を配置<br/>「小中一貫教育推進」の核となるべき中学校教員による小学校での授業(外国語活動、音楽)を充実させるため、後補充教員を配置する。</p> <p>○小中学校における研究推進<br/>他市町の先進事例を研究し、さらなる推進を図る。</p>   | <p>○小中一貫教育を推進するため、保護者や住民に広報や説明会を通じて認識を深め理解を得るよう努めた。</p> <p>○小中一貫教育にかかる共通認識を深めるため、町内小中学校教員による協議や研修などの取り組みを実施した。</p>   | B    | 取り組むべき課題を整理し、解決を図るための体制を確立。また、小中一貫教育のより具体的な取り組み内容について研修する。 | 今後も継続して実施する。                                      |
| 学校の生活力向上支援事業     | 学校教育課 | <p>町内小・中学校の児童生徒が楽しく安定した学校生活を送れるようにするため、QU(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を実施し、学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などの調査結果をもとに、「いじめ」や「不登校」等についての状況把握や指導の充実を図る。</p> <p>※QU(楽しい学校生活を送るためのアンケート) 子どもたちの学校生活における満足度と意欲、学級の状況を調べることができる質問紙で、一人一人のデータから、不登校になる可能性の高い子ども、いじめを受けている可能性の高い子ども、学校生活の意欲が低下している子どもなどを発見し、早期対応につなげる。</p> | <p>○各小中学校ごとに、職員に対し研修を実施し、QUの結果を活用できるような取り組みを行った。</p> <p>○今後も継続して実施し、長期的視点での指導に活かしていく。</p> <p>○低学年児童はアンケートの回答は困難と思われるため、家庭との連携を連絡帳等で高学年よりも密にしたり、授業では生活科、学活、道徳において人との円滑な関わり方、自分の思いの伝え方を学んだりした。</p> | B    | 低学年児童に対しての取り組みを検討しながら、今後も継続して実施する。                         | 今後も継続して実施する。                                      |
| 中学生ふれあいサポーター配置事業 | 学校教育課 | <p>校内において「あいさつ・声かけ」など保護者や先生だけでなく第三者の大人が身近に関わることで生徒が授業に集中でき、充実した学校生活を送れるように、ふれあいサポーターを配置する。</p> <p>○学校等と連携を図りながら、校内を巡回するなどして生徒たちの見守り支援活動を実施<br/>「あいさつ・声かけ」や見守り活動 週3日 1日4時間程度</p>   | <p>校内巡回を行って子どもたちを見守り、教室に入って声掛けをするなど、日々の関わりの中で子どもたちの心の安定に寄与し信頼関係を築いている。</p>   | B    | 今後も継続して実施する。   | 子ども達が安定した学校生活を送る環境づくりに寄与しており、成果が見られる。今後も継続して実施する。 |



自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

## ○子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実

子どもたちが様々な学びや遊び、スポーツなどを通じて、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連携や友情を育て、その過程の中で協調性や創造性、また「ふるさと宇治田原」への郷土愛を育むため、各種事業の実施や団体の活動を支援します。

| 事業名                    | 担当課            | 事業内容   | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性   | 評価                                 |
|------------------------|----------------|--|---|------|--|------------------------------------|
| もうすぐ1年生<br>保育所体育教室実施事業 | 保育所<br>(健康児童課) | この町だからできるきめ細やかで手厚い保育の推進を目的とし、町立保育所に通所する児童を対象に、体育指導の専門家により、就学前に体得しておきたい運動能力等を、楽しい体育遊びを通じて指導してもらう機会を与えることにより、就学後の体育の授業へのスムーズな移行や、子どもの身体能力の向上を図る。<br>・5歳児を対象に、年間16回の体育教室を実施<br>・内容: 跳び箱、マット運動、プール遊び、鉄棒、ボール運動等   | ○体育指導の専門家による楽しい体育遊びを通じて、運動能力を体得し、就学後の体育の授業へのスムーズな移行を図ることができた。<br>○体育教室実施回数<br>H28: 12回 H29: 16回<br>H30: 16回   | B    | 今後も継続して実施する。   | 今後も継続して実施する。                       |
| 茶の里っ子を育む学習事業           | 学校教育課          | 「日本緑茶発祥の地」である宇治田原町の子どもたちに、お茶等に関する学習を小学校時から系統的に実施することにより、町の伝統文化や産業、食育に関する知識を高め、宇治田原に誇りと愛着心を持つ子どもたちを育成する。<br><br>○小学校1～4年<br>茶摘み体験(毎年)、茶の製造工程(手揉み体験)、茶工場見学、古老柿作り、郷土の歴史(永谷宗円の功績など)<br><br>○小学校5～6年<br>茶摘み体験(毎年)、おいしいお茶の入れ方、茶香服体験、茶園の手入れ(除草、施肥など)、茶道クラブ(選択)<br><br>○中学校1～3年<br>伝統文化調べ学習、伝統文化体験、煎茶、抹茶、茶を使った料理、茶香服体験、伝統的な郷土料理<br>※伝統文化に関する授業は、総合学習・社会科・家庭科・選択授業などの時間を有効に活用して実施。<br><br>※系統的な学習を推進するため、町独自のお茶検定テストを実施。<br><br>○平成28年度に「宇治田原小学校茶園」石碑を設置。 | ○地域の様々な分野、様々な世代の方々に協力いただき、お茶等に関する学習に取り組んでいる。<br><br>○事業内容は各学校において恒例行事として定着しており、地域の文化を知り、関心を持つ良い機会となっている。<br><br>○茶摘み後の加工や、茶園の維持管理に協力していただける事業者が減っており、費用の増額は避けられない時期に来ている。 | A    | 本町の文化を学ぶための重要な機会であるため、協力事業者の確保や茶園維持のために必要な予算の確保に努め、継続して実施する。 | 宇治田原ならではの取り組みであり評価できる。今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名                   | 担当課   | 事業内容   | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性   | 評価           |
|-----------------------|-------|--|---|------|--|--------------|
| 本に親しみ豊かな心を育む図書整備事業    | 学校教育課 | <p>学校図書の蔵書の充実を図り、児童一人ひとりが読書に親しみやすい環境を創造することを目的に、学校図書室に司書等を配置し、児童の読書活動を促進するとともに、国語の学習力の向上を図る。</p> <p>○学校の図書室に司書を配置<br/>各小学校の図書室に司書資格を有する者1名(計2名)、中学校の図書室にも司書資格を有する者1名を配置する。</p> <p>○学校図書購入<br/>学校図書室図書標準を充足するよう、H26～H30の5年間で計画的に図書を整備(学校図書整備基金を活用)<br/>(参考)<br/>学校図書室図書標準率(平成29年11月現在)<br/>・田原小学校・・・112%<br/>・宇治田原小学校・・・111%<br/>・維孝館中学校・・・106%<br/>※ 学校図書室図書標準=学級数に応じて学校図書室に整備すべき蔵書の標準</p> | <p>○各校図書室に司書を1名ずつ配置している。</p> <p>○蔵書率100%を超えたものの、発刊年の古い本も含まれており、内容の更新について引き続き取り組みが必要である。</p>   | B    | 今後も継続して実施する。   | 今後も継続して実施する。 |
| こんには赤ちゃん絵本(ブックスタート)事業 | 社会教育課 | <p>乳幼児と保護者が心ふれあうひとときである絵本の読み聞かせ。その時間を有意義に送ることができるよう、読み聞かせのコツを伝え、絵本等(ファーストブック)をプレゼントすることで、乳幼児期から本に親しむ機会を増やし、豊かな心の育成に繋げる。</p> <p>・実施方法 乳児後期健康相談(生後8～10か月児が対象)において、参加している親子一組ごとに、図書館司書やボランティアが絵本の読み聞かせを行う。</p> <p>・読み聞かせの方法や本に親しむ大切さを保護者に働きかけ、図書館利用のPRも併せて行う。</p> <p>・ファーストブックとして数種類の絵本の中から1冊選んでもらい、絵本と布袋(町のキャラクター、茶ッピーをプリントした袋)をプレゼントする。</p>   | <p>・対象親子62組に実施(H30年度)</p> <p>・読み聞かせを子どもと保護者に実際に会って、実演できるので、関心を高める手助けになっていると思われる。</p> <p>・図書館に未来館の親子も多く、当事業をきっかけに、プレゼントしたバックを持参して図書館に来館されたり、おはなし会に来るようになった方も多くみられる。</p> <p>・タイミングによっては対象親子が一気に健診に来られるので、説明が途中になってしまうこともある。</p> | B    | <p>・幼児への読み聞かせや読書への関心を高め、親子のコミュニケーションの一助にもなる事業なので、今後もよりよい実施方法を模索していきながら、継続して実施していく。</p> | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

## ○子どもの居場所づくり

家庭の形態が多様化し、ひとり親家庭・核家族での共働き家庭が増加している中、仕事を持つ保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、「放課後子ども総合プラン」を踏まえて、放課後の子どもの居場所の確保の充実に努めます。

| 事業名              | 担当課   | 事業内容   | 成果・課題   | 自己評価 | 今後の方向性   | 評価  |
|------------------|-------|--|---|------|--|---|
| 放課後子ども教室<br>推進事業 | 社会教育課 | <p>子どもを取り巻く環境の変化や家庭及び地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれる居場所をつくり、地域住民の参画を得て、スポーツや文化体験活動等の取り組みを実施する。</p> <p>○設置場所: 田原小、宇治田原小(各1教室)<br/>         ○対象児童: 町内小学校に在籍する全ての児童<br/>         ○開設日: 毎週水曜日14:30~16:00 ※長期休業日は除く<br/>         ○活動内容: 宿題等の学習、スポーツ、文化活動、地域ボランティアとの交流など<br/>         ※放課後児童(元気っ子クラブ)と連携して実施</p> <p>[平成30年度の主な活動内容]<br/>         ・地域ボランティア等による学習や体験活動、プラバン作り、読み聞かせ、サッカー・ミニバスケット、ファミリーバドミントンなどスポーツ教室・京都府特別講師派遣事業を活用した火おこし体験・社会教育委員や文協加盟サークルによる体験活動</p> | <p>○事業開始当初からのボランティアスタッフが大半であり、スタッフの高齢化が進んでいる。新規スタッフの確保も難しい。</p> <p>○マンネリ化していた事業を見直し、京都府特別講師派遣事業を活用した「火おこし体験」などの新規プログラムを取り入れ、児童・保護者に好評を得た。</p> <p>○放課後児童(元気っ子クラブ)でも参加の声かけをするなど、連携を図った。</p> | B    | <p>掲示等でボランティアスタッフの人材募集をしているが、新規人材の確保が困難な状況。一方、新規プログラムを取り入れた効果もあり、参加児童は増加している。そうした状況で児童の安全・安心を第一に事業運営を図っていくためには、定員制の導入などを検討していく必要がある。</p> | <p>利用希望者が参加できるよう、定員制だけでなく、柔軟な対応についても検討いただきたい。</p> |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

| 事業名                              | 担当課   | 事業内容   | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性 | 評価 |
|----------------------------------|-------|--|--|------|--------|----|
| 放課後児童健全育成事業<br><br>地域子ども・子育て支援事業 | 社会教育課 | <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供することにより、その健全な育成を図る。</p> <p>〈施設〉<br/>           田原児童育成施設(2支援)<br/>           宇治田原児童育成施設</p> <p>〈対象児童〉<br/>           町内小学校に在籍する小学生で下記に該当する児童<br/>           ・保護者が労働等により昼間不在となるため、家庭での必要な保護が受けられない児童<br/>           ・保護者が疾病又は出産その他やむを得ない事情により、家庭での必要な保護が受けられない児童<br/>           ・その他、教育長が保護を認める児童</p> <p>〈開設時間〉<br/>           ○平日: 下校時～18時30分<br/>           ○土曜(※)・長期休業期間:<br/>           7時30分～18時30分<br/>           ※土曜は田原・宇治田原合同開設</p> | <div data-bbox="1032 443 1744 560" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">             地域子ども・子育て支援事業の13事業として<br/>             進捗状況の点検・評価済み           </div> |      |        |    |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

## 基本目標4 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

### ○多様な保育サービスの充実

地域子ども・子育て支援事業について、サービス提供内容の充実化を図ります。

(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業 で展開)

### ○ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての子どもを持つ家庭において、仕事上の責任を果たす一方で、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発などのために個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、地域全体で仕事と生活の双方の調和が実現できる環境づくりに努めます。

### ○男女が協力し合う家庭づくり

ワーク・ライフ・バランスを実現していく上で、母親である女性だけではなく、父親である男性との協力が不可欠なことから、男女がともに育児休業を取得することの実現に向け、企業などへの働きかけを図ります。

| 事業名                       | 担当課                | 事業内容   | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性 | 評価           |
|---------------------------|--------------------|--|--|------|--------|--------------|
| 「パパママハッピープロジェクト」子育て家庭応援事業 | 地域子育て支援センター(健康児童課) | 従来の「みんなで子育て孫育て事業」「パパの子育て応援事業」を統合・継承し、「親が子育てに幸せを感じられたら子どもも幸せ」という理念の元、事業展開。<br><br>○「ノーパディズ・パーフェクト・プログラム」子育て講座(8回)<br>○「安心感の輪」子育て講座(4回)<br>○町老連共催 お茶会<br>○「ふなと井戸端会議」(6回)<br>○町老連共催 お茶会<br>○護身術<br>○ママヨガ教室等 | ○主に保育ルーム付きの講座を開催<br>19回実施<br>参加延べ数 大人 226人<br>子ども 264人<br>ボランティア等 51人<br><br>子どもを保育ルームに預けて、ひと時自分の学びの時間を持ち、新鮮な気持ちでまた子どもに向き合ってもらう事ができた。概ね好評をいただいている。<br>・父親、祖父母も子育てに巻き込んでいく。平成30年度のヨガ教室開催時、保育ルームに父親も参加してもらい反応も良かった。このような方法を今後も取り入れていく予定。 | A    | 継続実施。  | 今後も継続して実施する。 |

自己評価 A: 十分な取り組みと評価が認められる。  
 B: 概ね成果を認めることができる。  
 C: 取り組みは認められるが、より成果を上げるための見直しが必要。  
 D: 取り組みが不十分で成果が認められない。

## 基本目標5 子どもが安心・安全に過ごせるまちづくり

### ○安心・安全な生活環境の整備

子どもが安心・安全に通所・通学し、地域で遊ぶことができるように、ハード面での施設や設備の整備・充実を図るとともに、地域ぐるみで防犯体制を整え、ソフト面でも充実化を図ります。

### ○子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備

子育て中の家庭を地域全体で支援する上で、保護者同士、あるいは住民同士が交流する場を持つことで、互いに支え合いながら、楽しく地域で過ごすことができるような環境整備に努めます。

| 事業名       | 担当課   | 事業内容   | 成果・課題  | 自己評価 | 今後の方向性                                 | 評価           |
|-----------|-------|--|--|------|--|--------------|
| 児童遊園整備等事業 | 建設環境課 | <p>子育てしやすい環境を守るとともに、子どもたちが地域で安心して遊ぶことができるよう、児童遊園の適切な管理及び整備を図る。</p> <p>○遊具の保守点検<br/>         ○適切な修繕工事の実施</p> <p>※平成26年度まで、区・自治会が行ってきた児童遊園整備事業に対して補助してきたが、町が管理及び整備を図ることとし、事業実施にあたっては、区・自治会との相談・協力のもと進めることを基本とする。</p> <p>【平成30年度児童遊園整備箇所】<br/>         ・南児童遊園<br/>         ※四阿、ブランコを追加<br/>         ・隠谷1号公園、隠谷2号公園、長山公園<br/>         ※老朽化したベンチを一部取替 各1台</p> | <p>○老朽化等による更新が必要な遊具について、平成27年度より計画的に更新している。</p> <p>○昨年度設けた南児童遊園に新たに四阿及びブランコを設置し、さらに老若男女が集えるようにした。</p> <p>○遊具の安全領域を考え、公園へ設置する遊具を考える必要がある。</p> <p>○老朽化した遊具の更新及び廃止や人口減・少子化による利用率の低下等により、公園の統廃合を検討する必要がある。</p> | B    | 保守点検による結果に基づき、計画的に遊具の修繕・更新を行い、適正に管理する。 | 今後も継続して実施する。 |

### ○子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

性別・年齢に関わらず、地域の人々と子どもや子育て家庭と交流できる場を創造することで、次代の宝である子どもへの認識を再確認し、自然と支え合う環境が生まれるよう環境整備に努めます。

### ○子育てネットワークづくり

各施策を実施する上で、保育・教育・医療・防犯などに関わる全ての関係者のネットワーク、さらに子育て家庭同士によるネットワークが、それぞれに関連する情報を共有し、また双方が連携することで、地域内のきめ細かなネットワークが実現でき、地域力の向上が見込まれるため、一層の情報共有の促進と意識の啓発に努めます。